

イベント広場 ご利用の流れ

空き状況 お問合せ

お問合せの際は、利用主催者様名、ご利用目的及び内容を明確にお伝えください。

お申込みは利用日の3ヶ月前の月の初日（＊）からとなります。

詳細は別紙（裏面）注意事項等をご参照ください。

＊1月のみ4日。土・休日の場合は平日の翌営業日

申込み

当財団へ「公有財産貸付申込書」その他関係書類（利用計画書、会場レイアウト図、電気配線図等）をご提出ください。

受領した申込書一式を当財団からさいたま市へ提出します。

《注意事項》

利用者様が直接、主催者としてお申込みいただきます（原則、代理申請は認められません）。法人の利用者様は登記簿謄本の写し、個人の利用者様は身分証明書をご持参いただくことがあります。

契 約

さいたま市による審査の結果、貸付が可能と判断された場合は、「決定通知書」「契約書」「納付書」を、さいたま市より利用主催者様へ送付いたします。

契約書の締結及び貸付料の納付により手続きは完了となります。

利用打合せ

ご利用に係る詳細な打合せを、必要に応じてご来所いただき行います。

ご利用計画やご要望、安全管理体制などについてお伺いさせていただきます。

利用当日

ご利用当日は、事前のお打合せ内容及び別紙注意事項を遵守し、安全にご利用ください。

【業務受託者】

（公財）埼玉県産業文化センター

〒330-8669

さいたま市大宮区桜木町 1-7-5

ソニックシティビル 5F

[TEL:048-647-4111](tel:048-647-4111)

受付時間：9～17時（平日）

別紙

【注意事項】

- ①利用時間には、準備・撤去の作業時間を含む。
- ②広場への搬出入は原則として徒歩による。
(ソニックシティビルを経由する場合は、別途埼玉県産業文化センターに相談すること)
- ③電気使用及び造作物の設置等にあたっては、受託者に事前申告すること。
- ④清掃は、利用者が責任を持って実施すること。
- ⑤音量については周囲に十分配慮した程度とすること。
- ⑥広場は通行人の通路であることを認識し、幅2 m以上の通路を確保すること。
- ⑦催事利用期間中は、必ず警備員を配置すること。
- ⑧利用責任者は当日広場に常駐することとし、埼玉県産業文化センターと常に連絡できる体制をとること。
- ⑨利用にあたっては、管理者の指示に従うこと。
- ⑩その他、契約書の内容を遵守すること。

【禁止事項】

- ①騒音等を発し、近隣に迷惑を及ぼす催事
- ②可燃物、銃砲刀剣等の危険物や重量物の持ち込み
- ③階段、植栽、壁部分への装飾
- ④その他、市有財産の品位を損なう行為を行うこと

【貸付事項】

- ①貸付申込は、原則として3ヶ月前の月の初日(1月のみ4日、受付開始日が土・休日のときは翌平日)から10日前まで、先着順で受け付ける。
- ②広場の利用可能時間は9時から21時までとする。
- ③連続利用期間は原則5日以内とする。なお、21時から翌9時までの間、引き続き広場に設置した造作物等に係る責任は、設置者が負うものとする。
- ④貸付料は、利用者の責めに帰することのできない理由により貸付財産を利用することができないときのほか、還付しない。
- ⑤令和7年度の貸付料は1時間8,961円とする。
- ⑥電気使用料は、電気器具持込1kW当たり330円とし、貸付料に係る納付書と併せて利用者に納付書を市より送付する。

【電気設備】

ステージ側分電盤

100V 1.5kW×2回路

単相100V(単相3線式) ※60A(2回路) 合計12kW(要電気工事)

三相200V(三相3線式) ※50A(1回路) 合計15kW(要電気工事)

●電気工事の際は「第Ⅰ種電気工事士免許」及び「電気配線図」の提示をお願いします。